

議案第一〇〇号

倉吉市外六ヶ町村簡易病舎組合規約一部改正について  
倉吉市外六ヶ町村簡易病舎組合規約の一部を次の通り改正するものとする

昭和二十九年七月五日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和二十九年七月五日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 幸



倉吉市外六ヶ町村簡易病舎組合規約中一部を次の  
第五條の2に但書を加之る

「但し第五條第二項の規定により管理者となりたる市町村は第一項後段に  
より職員中から補充することが出来る」

附 則

この規約は公布の日より施行する